

# 売木村立学校の教職員に関する業務量管理・健康確保措置実施計画

令和 8年 3月  
売木村教育委員会

## 1 計画の趣旨

学校における働き方改革は、本村が目指す「心豊かな人づくり」（教育大綱理念）のため、児童生徒に対して効果的な教育活動を行うことを目指し、「働きやすさ」と「働き甲斐」を両立できる環境整備が急務です。この計画は教師が業務に専念しゆとりをもって児童生徒と接することができるよう策定し、売木小中学校の児童生徒が健やかに成長するために定めるものです。

## 2 現状

売木小中学校ではタイムカードとICTによる勤務時間の客観的把握を行っている。教職員 18 名の令和 7 年 12 月の 1 か月間の時間外勤務時間の平均は 30.2 時間でした。時間外勤務時間が 45 時間を超える教職員は 5 名、80 時間を超える教職員は 1 名でした。今年度より学校改革に取り組み、下校時間を小中ともに早めたことで教材研究や学級事務に充てる時間ができ持ち帰り仕事の平均時間は減少することができたが、業務量の偏りが生じています。会議等の効率化を行うとともに、担当業務の見直しなども行い、余裕をもって教育の質の向上のための時間を確保する必要がある。こうしたことを踏まえ、公立の義務教育諸学校の給与等に関する特別措置法第 8 条に基づき本計画を策定します。

## 3 目標

### (1) 時間外在校時間に関する目標

- ・学校改革を推進し勤務時間を有効に活用する取り組みを進める。
- ・1 か月あたりの時間外勤務時間平均が 30 時間時間以下となるようにする。
- ・1 か月あたり 45 時間超の勤務者には管理者と協力して業務内容の精選や分掌の見直しなどの取り組みを進める。

### (2) ワークライフバランスや働き甲斐に関する目標

- ・年休の平均取得日数を 20 日以上とする。
- ・ストレスチェックを年 2 回実施し、高ストレス判定者の割合を 5% 以下まで減少させる。

## 4 計画の期間

令和 8 年度～令和 9 年度

## 5 実施する業務量管理・健康確保措置内容

### (1) 業務 3 分類を踏まえた業務の見直し

#### ○学校以外が担うべき業務

- ・登下校時の通学路における日常的な見守り活動等

下校時刻を防災無線で広報し、日常的に地域全体で見守りを行う。

・学校徴収金の徴収・管理

給食費、学年費等を公費負担し、保護者の負担軽減に努めるとともに、給食会計の公会計化により教職員における徴収等の事務を軽減する。

○教師以外が積極的に参画すべき業務

・学校の広報資料・ウェブサイトの作成・管理

HP等の管理は外注し、定期的な更新に努める。

・学校プールや体育館等の施設・設備

夏季休業中のプール開放を外部委託

スケート場(田んぼリンク)の管理を保護者を中心として行う

・校内清掃

授業・給食等から地域住民が積極的に参加できるような体制づくりを検討する。

・部活動

休日部活動の地域展開を推進するとともに、中学校部活動の在り方を検討する。

○教師の業務だが負担軽減を促進すべき業務

・学校行事の準備・運営

地域住民の参加を推進し、連絡調整などを教育委員会が行う。

・支援が必要な児童生徒・家庭への対応

特別な配慮が必要な児童生徒の見守りを行う支援員を配置する。

## (2) 学校における措置の推進

・小中学校ともに複式学級による教員減の影響を回避するため、村費教員の確保に努め、非免許解消などに取り組む。

・学校改革の推進により、授業準備の時間確保や会議時間の縮減、行事の精選を行い、負担軽減に努める。

## (3) 教職員の健康及び福祉の確保に関する取り組み

・学校長と連携し、長時間勤務による健康障害防止のための医師による面接指導について周知し、実施体制を整える。

・年2回のストレスチェックを行っており、結果を踏まえた職員一人一人の健康状況を把握し、併せて人間ドックの受診などを推進する。

## 6 関連する取り組み、今後のフォローアップについて

・タイムカード、出退勤管理システムによる客観的な勤務時間の把握に努め、結果等について教育委員会定例会、総合教育会議において報告する。

・教育委員会において学校の状況を確認し、本計画に照らして課題が見られるときは学校に聞き取り、指導等を実施する。